

平成21年6月1日

関係者各位

破産者株式会社SFCG
破産管財人 瀬戸 英雄

否認の請求の認容決定について

株式会社SFCG（代表取締役：小笠原充、本店所在地：東京都中央区日本橋室町3丁目2番15号、以下「SFCG」といいます。）の破産管財人である当職が、平成21年4月28日に東京地方裁判所に対して申し立てておりました、株式会社MAGねっとホールディングス（以下「MAGねっと」といいます。）、株式会社Jファクター（以下「Jファクター」といいます。）及び株式会社ジャスティス債権回収（以下「ジャスティス」といいます。）を相手方とする*否認の請求につき、平成21年5月21日、東京地方裁判所は下記のとおり請求を認容する決定を下しました。

記

1. 決定の内容

① 否認請求1

相手方 : 株式会社MAGねっとホールディングス
請求内容 : 平成20年10月14日付譲渡担保設定契約により、SFCGが保有していたMAGねっとホールディングス株式を、MAGねっとホールディングスに対して無償で譲渡担保に供していた行為を否認し、SFCGが失ったMAGねっとホールディングス株式138,682,483株に相当する金額の支払いを求めました。
決定内容 : SFCGの相手方に対する金39億6792万0070円及びこれに対する平成21年5月2日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払い請求が認容されました。

② 否認請求2

* 否認の請求とは、破産者が行った財産流出行為等、破産債権者を害する行為の効果を破産手続との関係で否定する請求です。破産管財人は、否認権の行使を通じて破産者から逸失した財産を破産財団に取り戻すことにより、債権者に対する平等な配当の実現に努めます。

- 相手方 : 株式会社MAGねっとホールディングス、株式会社Jファクター及び株式会社ジャスティス債権回収
- 請求内容 : SFCGが平成21年1月26日付譲渡担保設定契約及び同年2月13日付譲渡担保設定契約により、SFCGが保有していた子会社株式、子会社に対する貸付金、SFCGの貸付業務に付随する供託金・保証金、役員生命保険金その他の資産（以下「株式等資産」といいます。）並びにSFCGの商工ローン債権及び不動産担保ローン債権を、MAGねっと、Jファクター及びジャスティスに対して無償で譲渡担保に供していた行為を否認し、SFCGが失った株式等資産の所有権の回復並びに商工ローン債権及び不動産担保ローン債権の時価に相当する金額の金銭の支払いを求めました。
- 決定内容(1) : SFCGから相手方に移転された株式等資産がSFCGの所有であることが確認されました。
- 決定内容(2) : SFCGの相手方に対する金259億7535万5598円及びこれに対する平成21年5月2日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払い請求が認容されました。

2. 今後の見通し

上記の認容決定については、相手方の不服申立てがなければ約1か月で確定し、不服申立てがなされれば訴訟手続きに移行します。今後とも、手続の進行に従い、本ホームページを通して適宜ご報告を行ってまいります。

以上